

～応援します! マンションの大規模修繕～

分譲マンション計画修繕調査支援制度のご案内

マンションの管理組合が大規模修繕を行う前に、建物の計画修繕調査を実施する際の調査費の一部を補助します。また、大規模修繕等でお悩みの管理組合の方は、必要に応じて、墨田区分譲マンションアドバイザー制度利用助成（ 1 ）をご利用ください。

〔制度の内容〕 **計画修繕調査費を補助します。**

対 象 者 建築後5年以上経過した区内分譲マンションの管理組合

資 格 要 件 ア 「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」で規定する管理状況等に関する届出書が提出されていること。
イ 管理組合が適正に運営されていること。
ウ 管理規約が整備されていること。
エ 管理組合の集会において、調査について決議されていること。
オ 過去5年以内に、本制度による補助を受けていないこと。

対象となる調査 マンションの共用部分について実施する次の調査とします。店舗等を併設しているマンションについては、店舗等に該当する部分は対象外になります。

屋上又は屋根、バルコニー、外部廊下、各種目地材の防水及びその他の防水に関する調査

外壁、内壁、天井及び床並びに付属建物の壁面及びその他の壁面（窓等を含む）に関する調査

手すり、各種扉、階段、配管等の鉄製品、金属製品及び配線等に関する調査
給配水管及びその他の給排水設備に関する調査

長期修繕計画の策定又は改定

建物調査に基づく改修計画の作成

その他のマンションの計画的な修繕に必要な調査であって、区長が必要と認められたもの

補 助 金 額 調査に要した費用（住宅以外の用途部分に要した費用及び集会等への対応に係る費用等は除く。）の1/3以内で、1件50万円を限度とします。

手 続 き 事務手続きの流れがありますので、裏面をご覧ください。

制度の詳細は、**下記問合せ先**までご相談ください。

- 1 （公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用した管理組合に対して、派遣料の全部又は一部を助成します。詳しくは、「墨田区分譲マンションアドバイザー制度利用助成のご案内」をご覧ください。

申込み・問合せ先 墨田区都市計画部住宅課計画担当 03 - 5608 - 6215

分譲マンション計画修繕調査支援制度事務フロー

委託契約締結前に申請が必要です。申請を検討される場合は事前にご相談ください。

